

## 健康に係わる安全配慮義務

安全配慮義務は、使用者が労働契約上、労働者に対して負っている「使用者の設置にかかる場所、施設、器具等の設置管理、または使用者の指示のもとに行う業務管理にあたって、労働者の生命および健康などを危険から保護するよう配慮すべき義務」のことで、従来、製造業等の身体面の危険を中心に取り上げられてきましたが、社会や産業構造等の変化に伴い、サービス産業が大きく発達する現在では、安全配慮義務は従業員の心身の健康にも及ぶと考えられています。

### 労働契約法と安全配慮義務

安全配慮義務については、過去より参考となる判例等が多数存在し、法的トラブルはこれら過去の判例に依拠する形で処理されてきましたが、平成20年3月1日より施行された労働契約法の第5条において、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」と明文化されました。労働契約法の施行により、法律で新たに措置すべき義務が定められたわけではなく、また、労働契約法には罰則がありませんが、安全配慮義務に反した場合、使用者は民事上の損害賠償責任を負う場合があり、事業主に多額の損害賠償を命じる判例は多数存在します。

### 憎悪防止措置と安全配慮義務

労働安全衛生法では、健康診断の結果、異常が認められた従業員について、医師の意見を聴かなければならない(第66条の4)とし、必要があると認められるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じなくてはならない(第66条の5)としています。これは「憎悪防止措置」ともいわれ、産業医等の意見を尊重せず、必要な措置を講じなかった場合は、安全配慮義務違反を問われる可能性があります。

なお、産業医は、その職務が労働安全衛生法で規定されており、①健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること ②作業環境の維持管理に関すること ③作業の管理に関すること ④労働者の健康管理に関することなどの義務を負っています。産業医は、従業員の症状・状態や労働内容等を考慮したうえで適切な判断を行うため、その診断結果は特段の事情がない限り尊重すべきでしょう。

### 地域産業保健センターの利用を

産業医の設置が義務づけられていない労働者数50人未満の小規模事業者向けに独立行政法人労働者健康安全機構によって、産業保健総合支援センター地域窓口(地域産業保健センター)が用意されており、労働者数50人未満の小規模事業者やそこで働く方を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などのサービスが無料で提供されています。

### 定期健康診断の結果を重視しよう

事業者は、労働安全衛生法で、1年以内に1回以上の割合で、定期的に健康診断を実施する義務を負っており(66条1項)、その結果を従業員に通知する義務も負っています。この通知を怠り従業員の病状が悪化した場合、安全配慮義務違反を問われる可能性があり、また、健康診断の結果から必要な措置を講じるべきところ、それを怠ったり、さらには過重な仕事に就かせたりしたために病状が悪化したりといった場合には、安全配慮義務違反が問われる可能性があります。

### システムコンサルタント事件

ソフト開発会社で高血圧症のシステム・エンジニア(33歳)が過重な所定外労働時間(月100時間以上)が続く中、脳幹部出血により死亡した事件で、裁判所は、高血圧患者は、脳出血などの致命的な合併症を発症する可能性が相当程度高く、持続的な精神的緊張を伴う過重な業務は高血圧の発症および憎悪に影響を与えるため、使用者は、業務を軽減するなどの配慮をするべき義務を負うとし、定期健康診断の結果、高血圧に罹患しさらに相当程度憎悪していたことを認識していたにもかかわらず軽減措置をとらず、かえって過重業務に就かせた会社を安全配慮義務違反と判断しました。(東京高判1999年7月28日)